

## 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）について（概要）

令和 6 年 3 月  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
総務省自治行政局

### 1. 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 65 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正等に伴う政令の一部改正を行うものである。

### 2. 改正内容

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号）の一部改正

デジタル手続法及び番号利用法等の一部改正法による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律 153 号）の改正により、電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置等を定める。

また、その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行期日

令和 6 年 5 月下旬（予定）

※デジタル手続法附則第 1 条第 10 号の規定の施行の日（公布の日（令和元年 5 月 31 日）から 5 年以内）、番号利用法等の一部改正法の附則第 1 条本文の施行の日（公布の日（令和 5 年 6 月 9 日）から 1 年 3 月以内）と同日を予定。